事前説明会実施後の質問事項及び回答

No.	事業説明会内容に対する質問事項	回答
		大学間交流に取り組む通常の大学の世界展開力強化事業とは、一部異なる部分がございますので、公募要項(別紙3)をよくご確認ください。
2	どのような単位認定の仕組みが実施可能であるかの質問について。	単位の相互認定の仕組みも審査の対象としておりますので、具体的な方法等についての質問にはお答えできません。各大学の制度や実績等から仕組や構想等について記載ください
		学部や研究科における科目としての認定等の手続きがあるかと思いますので、2025(令和7)年度中を目途に開講されることを想定しています。
4	記載したすべての科目を一斉に公開することが求められるのか?)→説明 資料11に「科目運用は採択大学で定めて…」とあるが、どの程度の裁量が あるのか?	2025(令和7)年度までを目途に開講されることを想定しています。出来上がったコンテンツから公開作業を進めて頂き、一斉に公開されることは想定していません。JV-Campusとの契約及び公募要項における具体の記載事項(いつまで科目を開設するか等)には、則っていただきます。
	採択件数は1大学1件までとのことですが、1大学でタイプAとタイプBそれぞれ1件まで採択可能性があるということですか。	タイプA,タイプB合わせて、1大学で採択になるのは1件のみとなります。
	参加要件に「要件を満たした者には、単位等(少なくとも履修の証明)を付与すること」とありますが、例えば研究科長名の修了証を付与するという形も想定されますか。	そのような形でも結構です。
	参加要件に「本コンテンツを利用して取得した単位を他の大学において認定することを保証する仕組みの整備」とありますが、研究科単位での協定締結も想定されますか。	場合によっては、研究科単位での協定締結もありうるかと思います。
8	開講した科目(コンテンツ)に対し、大学側で履修者を制限することは可能 でしょうか。	可能です。
	採択された場合は、JV-Campus参画機関として個別機関ボックスの契約を締結し、プラットフォームサービスの基本料等を支払うことが必要でしょうか。	JV-Campusの利用ルールに従って頂くこととなります。
10	入学者が修得した科目全てを認定することが求められるのか?単位数の 上限設定や分野の限定は可能か?	各大学の判断で、単位数の上限設定や分野の限定が可能です。
11		補正予算ですので原則として令和5年度中に予算の執行をされるものとして想定していますが、諸事情により、令和6年度まで繰越することも想定しています。
	説明会資料2頁:今後も「④単位認定も可能とする共同利用コンテンツを集中的に開発」は継続予定でしょうか?それとも単発でしょうか?	現時点での共同利用コンテンツの集中的な開発に関する公募は未定です。

	説明会資料4頁:博士後期課程や医歯学系の博士課程(4年間)学生向け	大学院において対象となるのは、基本的に博士前期(修士)課程に限定させていただきます
13		が、4年制の博士課程については対象とします。
14	説明会資料8頁:1件の申請に複数の学術分野を含めることは可能でしょうか?	1件の申請においては1分野のみ応募可能です。
15	の互換性を一定の期間計り、信頼性を確認したうえで実現できるものであり、どの大学の(どの内容)が採択されるかもわからないなかで協定締結だけを確約するのは大学の戦略上望ましくはないと思い、改めてその背景についてお伺いしたい。なお、スライド6にあるイメージ図について、入学予定の海外学生が自大学ではなく他大学の科目をJV-Campusで修得し単位認定させるイメージとなっているが、この場合単位互換協定ではなく、入学前の既修得単位の制度に基づくものでは無いか?単位互換協定の範囲は在学する学生にだけ適用されるものではないか。	単位互換の考え方については、相手先の大学との互換性等を考慮して進めるべきであることは、御認識のとおりです。今回の申請にあたっては、採択される大学間で、互換性等が確認されることを前提に、仕組を整備して頂くことを御願いしています。その上で、広く我が国への留学生を集める機会として、JV-Campus上で科目を提供するにあたって、留学生が日本に関心を持ち、努力して取得した単位が、複数の大学で単位認定されるようなモデルが本取組みで構築されるよう採択大学間で協定を結び、科目の活用のために各大学のできる範囲で相互に協力していただくことを求めています。
16	いか?英語のみでのコンテンツも認めていただきたい。	公募要領においては、英語のみのコンテンツでも良いとしております。
17	パッケージと科目の違いがよくわからなかったので、違いをご教示いただきたい。	パッケージは科目を4単位分以上集めて構成したものになります。
18	パッケージはいくつ作成する必要があるのかご教示いただきたい。	1つの申請に対して1パッケージになります。最大5件まで申請できます。
19	THE STATE COLUMN TO THE STATE OF THE STATE O	徴収することは可能です。
20	単位認定は大学全体で行う必要があるか、部局を限って行ってもよいか。また、単位認定は大学全体で行う必要があるか、部局を限って行ってもよいか。またASEANの学生のみを対象とする理解でよいか。	・部局単位の場合もあり得ると考えますが、タイプAの「教養科目」については、広く単位認定が可能なものとして作成し、扱われることも重要と考えています。 ・ASEANの学生に対して魅力あるコンテンツとして作成頂くことが重要ですが、ASEANの学生のみが対象となるコンテンツではありません。
21		今回の公募で作成頂くコンテンツは、全て単位認定を行うコンテンツとして作成してください。 JV-Campus上では、単位認定をしないコンテンツを公開することも可能ですが、今回の支援の 経費を充てて作成することは出来ません。
22	や入学後の単位認定を推奨することを鑑みると、学部の場合は導入教育(教養教育)を中心に受講させることがより多くの受講者と単位認定に結び付くと考える。ついては、学部の申請区分にあたり、「教養科目」「専門科目」といった区分を設けず各大学の裁量により4単位以上が設定できるような要件に変更いただきたい。	交換留学等での活用も想定しているため、バランスよく科目が作成されることを目指し、学部では「教養科目」と「専門科目」をそれぞれ2単位上としています。
23	たり45分のコンテンツ×15回程度という指定があるが、動画一本あたりの時間数が上記に満たない場合でも、全体として設置基準で求める学修時間(45分×15回)が担保できていれば、柔軟に取り扱うことができるようにしていただきたい	そのようにしていただいて結構です。(調書にそのことを記載できる欄があります。)
24	11111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	公募要項に記載のとおり、科目の受講の実績が評価できる段階(令和7年度後半もしくは令和8年度を予定)にフォローアップ活動を実施する予定ですので、少なくともそれまでは当初公開した内容及び運営を継続していただくことを求めます。

25	法学の場合は、パッケージのどの分野に該当しますか(公共政策でしょうか?それとも、他の分野でも法学に関係する内容であればいいでしょうか?)	貴学のご判断にお任せいたします。
26	ASEAN以外の、例えば中国や韓国の大学も受講していいでしょうか?	全世界の学生や国内の学生の活用について制限はありません。
27		具体的なテストや課題等に加えて、(レポートを課している場合は)文書化されたレポート採点の基準等をJV-Campusに提供してもらうことを想定しています。また、相当数のテスト問題があることを前提に、正誤のテストのみで成績を出すことができる科目も想定しています。
28		基本的には採択校全体の包括的な協定を想定しています。その上で、作成される科目の内容等に応じて、個別大学間や複数大学間での協定が結ばれることも想定しています。
29	として認めるかどうかは、授業内容や到達目標など詳細が判明した後に教	
30	科目の運用(履修人数・実施期間の設定・質問対応等含む)は、採択大学で定めて実施すること、とありますが、受講者(学部生・大学院生等の在籍身分、本学の科目等履修生の身分を有する者に限る、等)の制限を行ってもよいでしょうか。	可能です。
31	評価されるのでしょうか。また、他事業同様、本事業のレビュー評価は、今	科目の活用状況や履修者の満足度等が想定されますが、具体の内容は検討中です。本件の評価等は、経費の不正な利用が判明した場合などを除き、今後の大学の世界展開力強化事業を含む他事業の申請等において影響を及ぼさないものとします。一方で、これらの事業において、本件で作成された科目の活用状況について、申請時の加点要素等とする可能性があります。
32		必ずしも貴学に在籍する教員であることを求めません。また、特定の教員の在籍に関わらず フォローアップ活動実施までは、科目の開講を維持できるようなコンテンツとして計画・作成して ください。
33	本学の身分を発生させる場合、科目等履修生と特別聴講学生で授業料徴収か不徴収か異なるが、JV-Campus上で身分により有料・無料の設定が可能か。	可能です。
34	本学の既設科目をJV-Campus上で公開する場合,本学の学生もJV-Campus上で履修することが可能か。	可能です。

33	ASEAN大学の学生が受講し、まずはASEAN大学が単位認定をし、ASEAN大学の学生が渡日後に本学が単位認定するというように読める。そのとおりとすれば、そもそも単位認定を行う大学の教員でもない者が行う「講義」	必ずしもASEANの大学と日本の大学との間で、二重の単位認定を想定しているものではありません。例えば、日本留学に関心のあるASEAN留学生が今回の事業で提供される科目を現地で受講し、修了証の発行を受けた場合に、当該留学生が日本の大学に入学後に認定するということも想定されます。ご指摘のような単位認定を行うかどうかについては、自大学(もしくはASEANの大学との)判断であると考えます。
36	説明資料11頁の上から4つ目の「本事業に採択された大学間」とは、日本の採択大学間のことなのか、それとも海外の大学の含めたことなのか教えていただきたい。	海外大学と連携して科目の作成を行うことも可能としますが、その場合は国内大学の作成科目という扱いとしてください。
37	本事業に採択された場合、「大学の世界展開力強化事業」内容に限らず、本学としてコンテンツ作成や単位認定の仕組み構築を検討することは可能か。それとも、「大学の世界展開力強化事業」の交流プログラムとして活用することが必要となるのか。	「大学の世界展開力強化事業」内容に限らず、貴学のコンテンツ作成や単位認定の仕組み構築を検討することが可能です。
38	「大学の世界力強化事業」に採択された際には、JASSOの重点政策枠も同時に配分された。今回の公募においても同様の措置が計画されているか。	今回のプログラムは直接的な学生の交流を伴うものではありませんので、JASSOの重点政策枠の配分はありません。
39		そのような申請は不可です。ある分野において学部の4単位分のパッケージと、大学院で4単位のパッケージを作成することのみ可能です。
40		そのようなイメージです。採択大学側が誰でも自由に利用可能と設定しない限りは、視聴に制限が係る形で提供されることを想定しています。